

国立研究開発法人物質・材料研究機構 任期制職員育児休業、介護休業等に関する規程

平成18年3月31日

18規程第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第49条の規定に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の任期制職員就業規則第1条第1項に規定する任期制職員及び無期労働契約転換職員（以下「任期制職員等」という。）の育児休業及び介護休業等について必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業 任期制職員等が同居している当該任期制職員等の1歳（第5条第2項に規定する育児休業の申出をすることができる場合にあっては1歳6箇月。同条第3項に規定する育児休業の申出をすることができる場合にあっては2歳。同条第4項に規定する育児休業の申し出をすることができる場合にあっては1歳2箇月。）に満たない子を養育するためにする休業をいう。
- (2) 出生時育児休業 任期制職員就業規則第28条第1項第12号に定める特別休暇（以下「産前・産後休暇」という。）のうち産後8週間の休暇を取得しておらず、任期制職員等が同居している当該任期制職員等の子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子を養育するためにする休業をいう。
- (3) 要介護状態 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- (4) 家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫その他任期制職員等と同居している者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で、当該任期制職員等が扶養している者に限る。）をいう。
- (5) 介護休業 任期制職員等が一の家族毎に通算93日に達する範囲内において、一の継続する要介護状態にある家族を介護するためにする休業をいう。
- (6) 障害児 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規

定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

(7) 医療的ケア 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

(育児休業等に関する定め of 教示)

第4条 管理又は監督の地位にある任期制職員等は、自身が管理若しくは監督する職員若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は自身が管理若しくは監督する職員が対象家族を介護していることを知ったときは、この規程その他育児休業、出生時育児休業又は介護休業の取得について必要な事項を当該職員に対して知らせるものとする。

2 人事・総務部門人事室は、任期制職員等の求めに応じて育児休業又は出生時育児休業に関する制度を当該職員に説明するものとする。

3 人事・総務部門人事室は、任期制職員等が40歳に達する日の属する年度において、又は任期制職員等の求めに応じて、以下の各号に掲げる事項について当該職員に説明するものとする。

(1) 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等

(2) 介護休業、介護両立支援制度等の申出先

(3) 介護休業給付金に関すること

第2章 育児休業

第1節 育児休業

(育児休業申出の手続等)

第5条 任期制職員等は、育児休業をしようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)等を記載した育児休業申出書(別紙様式1)により理事長に育児休業開始予定日の1箇月前(第2項から第4項までの規定による申出にあつては2週間前)までに申し出ること(以下「育児休業申出」という。)により、育児休業をすることができる。

2 任期制職員等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、1歳から1歳6箇月に達するまでの子について育児休業をすることができる。ただし、この申出にあつては、申出に係る子の1歳到達日の翌日(当該任期制職員等又は配偶者が第4項の申出による育児休業をしている場合にあつては、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日)を育児休業開始予定日としなければならない(ただし、第6項第3号に規定する申出をする場合を除く。)。ただし、配偶者が当該申出に係る子の1歳到達日の翌日から育児休業を開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 次条第1項第1号に該当しない場合

(2) 育児・介護休業法第5条第3項各号のいずれにも該当する場合

3 任期制職員等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、1歳6箇月から2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる。ただし、この申出にあつては、申出に係る子の1歳6箇月到達日の翌日(当該任期制職員等又は配偶者が次項の申出に

よる育児休業をしている場合にあっては、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日）を育児休業開始予定日としなければならない（ただし、第6項第3号に規定する申出をする場合を除く。）。ただし、配偶者が当該申出に係る子の1歳6箇月到達日の翌日から育児休業を開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

（1）次条第1項第1号に該当しない場合

（2）育児・介護休業法第5条第4項各号のいずれにも該当する場合

- 4 任期制職員等は、配偶者が任期制職員等と同じ日から又は任期制職員等より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、育児休業申出書により理事長に申し出ることにより、子が1歳2箇月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間、育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）及び出生時育児休業との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 5 任期制職員等が、育児休業開始予定日の1箇月前（第2項又は第3項の規定による申出にあっては2週間前）を過ぎて育児休業申出をした場合には、理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日を指定することができる。ただし、次項第3号の規定による申出をする場合を除く。
- 6 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回（第2項又は第3項の規定による申出は1回限り）までとする。

（1）育児・介護休業法第5条第2項に規定する特別の事情があるとき。

（2）育児休業申出をした任期制職員等について、当該申出に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、配偶者が3箇月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき。ただし、この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。

（3）その任期の末日を育児休業終了予定日とする育児休業をしている任期制職員等が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新されることに伴い、当該任期の末日の翌日を育児休業開始予定日とする育児休業をしようとするとき及び育児休業をしている国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成18年3月31日 18規程第46号）第1条第1項に規定する定年制職員（以下「定年制職員」という。）又は国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成20年3月31日 20規程第16号）第1条第1項に規定するキャリア形成職員（以下「キャリア形成職員」という。）が、当該育児休業に係る子について、退職後又は任期満了後に任期制職員等に引き続き採用されることに伴い、当該引き続き採用される日を育児休業開始予定日とする育児休業をしようとするとき。

（4）その他育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しく支障が生じるとき。

- 7 理事長は、任期制職員等から育児休業申出書が提出されたときは、速やかに当該申出をした任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。

（1）育児休業申出書を受け付けたこと。

（2）育児休業開始予定日（第5項の規定により指定をする場合にあっては、理事長の指定する日）及び育児休業終了予定日

（3）育児休業申出書による休業の可否及び当該休業を認めない場合には、その理由

- 8 理事長は、育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、医師又は助産師が発行する出生

証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

- 9 育児休業申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。

(育児休業申出の適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には育児休業を申し出ることができない。

- (1) 申出時点において、子が1歳6箇月（前条第3項の申出にあつては2歳）に達するまでに雇用関係が終了し、更新されないことが明らかな場合。
- (2) 前号にかかわらず、下記に掲げる者は育児休業をすることができないものとして労使協定を締結した場合。ただし、前条第6項第3号の規定による申出をする場合には適用しない。
 - イ 申出の日から1年以内（前条第2項から第4項までの申出にあつては6箇月以内）に雇用関係が終了することが明らかな任期制職員等（ICY S研究員は除く。）
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等
- (3) 育児休業をしたことがある任期制職員等で、前条第6項各号に掲げる事情が認められないとき。

(育児休業開始予定日の変更)

- 第7条 育児休業申出をした任期制職員等は、当該育児休業申出により育児休業開始予定日とした日（第5条第5項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては、理事長の指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、育児・介護休業法第7条第1項に規定する事由が生じた場合は、育児・介護休業期間変更申出書（別紙様式2。以下「休業期間変更申出書」という。）により理事長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を第5条第1項に基づく休業1回につき1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 任期制職員等が、希望する変更後の育児休業開始予定日の1週間前を過ぎて変更申出をした場合には、理事長は、育児・介護休業法第7条第2項の規定により育児休業開始予定日を指定することができる。
 - 3 理事長は、任期制職員等から休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該変更申出をした任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 休業期間変更申出書を受け付けたこと。
 - (2) 変更後の育児休業開始予定日（前項の規定により指定をする場合にあつては、理事長の指定する日）及び育児休業終了予定日
 - 4 理事長は、育児休業開始予定日の変更申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該変更申出をした任期制職員等に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業申出の撤回等)

- 第8条 育児休業申出をした任期制職員等は、当該申出に係る育児休業開始予定日（第5条第5項又は前条第2項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては当該理事長の指定した日、前条第1項の規定により育児休業開始予定日が変わされた場合にあつてはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。）の前日までは、育児休業・出生時育児休業・介護休業申出撤回

届（別紙様式3。以下「休業等申出撤回届」という。）を理事長に提出することにより、当該育児休業申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定による育児休業申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第5条第2項及び3項に基づく申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第5条第1項に基づく申出を撤回した者であっても、同条第2項及び第4項に基づく申出をすることができ、第5条第2項に基づく申出を撤回した者であっても、同条第4項に基づく申出をすることができる。
- 3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合は、当該育児休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該育児休業申出をした任期制職員等は、当該事由の発生後、遅滞なく理事長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 育児休業申出に係る子が死亡したとき。
 - (2) 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったとき。
 - (3) 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした任期制職員等と当該子とが同居しないこととなったとき。
 - (4) 育児休業申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が1歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったとき。
- 4 理事長は、任期制職員等から休業等申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該届を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 休業等申出撤回届を受け付けたこと。

（育児休業終了予定日の変更）

- 第9条 育児休業申出をした任期制職員等は、休業期間変更申出書により理事長に育児休業終了予定日の1箇月前までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。また、希望する変更後の育児休業終了予定日の1箇月前までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 前項の規定による育児休業終了予定日の変更は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の第1回目の変更申出時に予測することができなかった事由が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じる場合を除き、第5条第1項に基づく休業1回につき1回に限るものとする。ただし、当該申出に係る子が1歳から1歳6箇月に達するまで及び1歳6箇月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の変更をすることができる。
 - 3 理事長は、任期制職員等から休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該変更申出を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 休業期間変更申出書を受け付けたこと。
 - (2) 育児休業開始予定日及び変更後の育児休業終了予定日

（育児休業期間の終了）

- 第10条 育児休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日とする。以下この項において同じ。）とされる日の前日までに次の

各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業期間は、当該事由の生じた日（第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

- (1) 育児休業申出に係る子が死亡したとき。
 - (2) 育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったとき。
(2)の2 育児休業申し出に係る子が特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子又は養育里親に委託されている子（本号において「特別養子縁組等の子」という。）である場合、当該子につき特別養子縁組等の子の関係が成立しないことが明らかとなったとき。
 - (3) 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした任期制職員等と当該子とが同居しないこととなったとき。
 - (4) 育児休業申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該育児休業申出に係る子が1歳（第5条第2項の育児休業申出に係る子にあっては、1歳6箇月。同条第3項の育児休業申出に係る子にあっては、2歳。同条第4項の育児休業申し出に係る子にあっては、1歳2箇月。）に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったとき。
 - (5) 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が1歳（第5条第2項の育児休業申出に係る子にあっては、1歳6箇月。同条第3項の育児休業申出に係る子にあっては、2歳。同条第4項の育児休業申し出に係る子にあっては、1歳2箇月。）に達したとき。
 - (6) 育児休業申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業を始めたとき。
- 2 前項第1号から第5号までの事由が生じたときには、育児休業申出をした任期制職員等は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（職務復帰）

第11条 前条第1項各号に該当することにより育児休業が終了したとき又は育児休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（育児休業中の身分等）

第12条 育児休業をしている任期制職員等は、任期制職員等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第2節 出生時育児休業

（出生時育児休業申出の手続等）

- 第13条 任期制職員等は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書（別紙様式9）により理事長に申し出ること（以下、「出生時育児休業申出」という。）により、出生時育児休業をすることができる。なお、任期の末日を出生時育児休業終了予定日とする出生時育児休業をしている任期制職員等が任期を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された任期の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 2 前項の申出は、一子につき2回（ただし、前項の後段に基づく申出は回数に含めない。）まで休業期間を分割できる。ただし、休業期間を2回に分割する場

合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出がされなかった場合は、理事長は後の申出を拒むことができる。

- 3 理事長は、任期制職員等から出生時育児休業申出書が提出されたときは、速やかに当該申出をした任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 出生時育児休業申出書を受け付けたこと。
 - (2) 出生時育児休業開始予定日（第15条第2項の規定により指定をする場合にあっては、理事長の指定する日）及び出生時育児休業終了予定日
 - (3) 出生時育児休業申出書による休業の可否及び当該休業を認めない場合には、その理由
- 4 理事長は、出生時育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。
- 5 出生時育児休業申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。

（出生時育児休業申出の適用除外）

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には出生時育児休業を申し出ることができない。

- (1) 申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6箇月を経過する日までに雇用関係が終了し、更新されないことが明らかな場合。
- (2) 前号にかかわらず、下記に掲げる者は出生時育児休業をすることができないものとして労使協定を締結した場合。
 - イ 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな任期制職員等（ICS研究員は除く。）
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等

（出生時育児休業の期間等）

第15条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 前項にかかわらず、休業開始予定日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日を指定することができる。

（出生時育児休業開始予定日の変更）

第16条 任期制職員等は、出産予定日より早く子が出生した場合及び配偶者の死亡、病気等特別の事由がある場合には、休業期間変更申出書により出生時育児休業開始予定日（前条第2項の規定により理事長の指定があつた場合にあっては、理事長が指定した日。以下この条において同じ。）の1週間前までに理事長に申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日を出生時育児休業1回につき1回に限り、当該休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 理事長は、任期制職員等から休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該変更申出をした任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 出生時育児休業期間変更申出書を受け付けたこと。
 - (2) 変更後の出生時育児休業開始予定日及び出生時育児休業終了予定日

(出生時育児休業申出の撤回等)

- 第17条 出生時育児休業申出をした任期制職員等は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日（第15条第2項の規定により理事長の指定があった場合にあっては当該理事長の指定した日、前条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日に変更された場合にあってはその変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。）の前日までは、休業等申出撤回届を理事長に提出することにより、当該出生時育児休業申出を撤回することができる。
- 2 前項の規定による出生時育児休業申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなしを含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
- 3 出生時育児休業申出がされた後、出生時育児休業開始予定日の前日までに、次のいずれかの事由が生じた場合は、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該出生時育児休業申出をした任期制職員等は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。
- (1) 出生時育児休業申出に係る子が死亡したとき。
 - (2) 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったとき。
 - (3) 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした任期制職員等と当該子とが同居しないこととなったとき。
 - (4) 出生時育児休業申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子が出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったとき。
- 4 理事長は、任期制職員等から休業等申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該届を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
- (1) 休業等申出撤回届を受け付けたこと。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

- 第18条 出生時育児休業申出をした任期制職員等は、休業期間変更申出書により出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに理事長に申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日を出生時育児休業1回につき1回に限り、当該出生時育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。また、希望する変更後の出生時育児休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日を当該出生時育児休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。
- 2 理事長は、任期制職員等から休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該変更申出書を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
- (1) 休業期間変更申出書を受け付けたこと。
 - (2) 出生時育児休業開始予定日及び変更後の出生時育児休業終了予定日

(出生時育児休業期間の終了)

- 第19条 出生時育児休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日とする。以下この条において同じ。）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業

期間は、当該事由の生じた日（第４号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

- (１) 出生時育児休業申出に係る子が死亡したとき。
 - (２) 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったとき。
 - (３) 出生時育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした任期制職員等と当該子とが同居しないこととなったとき。
 - (４) 出生時育児休業申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育児休業申出に係る子が誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったとき。
 - (５) 子の誕生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から８週間を経過した場合
 - (６) 子の誕生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が２８日に達した場合
 - (７) 出生時育児休業申出をした任期制職員等について、産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合
- ２ 前項第１号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

（出生時育児休業中の就業の申出の手続き等）

第２０条 出生時育児休業中に就業することを希望する任期制職員等は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書（別紙様式１０）により理事長に申し出ることにより、出生時育児休業中に就業することができる。提出の期限は出生時育児休業開始予定日の１週間前とするが、出生時育児休業開始予定日の前日までは受け付ける。

- ２ 理事長は、前項の申出があった場合は、申出のあった範囲内で理事長が希望する就業日等を当該申出者に対して、出生時育児休業中の就業日等の提示書（別紙様式１２）にて提示する。希望する就業日等がない場合もその旨を通知する。
- ３ 前項により就業日等の提示を受けた場合、当該申出者は、提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書（別紙様式１３）を理事長に提出しなければならない。この場合において、出生時育児休業開始予定日の前日までに同意した場合に限り、出生時育児休業中に就業することができる。なお、理事長と申出者の双方が就業日等に合意したときは、理事長は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書（様式１５）を交付する。
- ４ 出生時育児休業中の就業に係る上限は、次のとおりとする。
 - (１) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（１日未満の端数は切り捨て）
 - (２) 就業日における労働時間の合計は、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の半分以下
 - (３) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の労働時間数は、当該日の所定労働時間数未満
- ５ 第１項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書（別紙様式１０）を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届（別紙様式１１）を、出生時育児休業開始予定日の前日までに理事長に提出しなければならない。なお、出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届が提出

された場合は、理事長は速やかに申出が撤回されたことを通知する。

- 6 第3項で同意した就業日等の全部又は一部を撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届（別紙様式14）を出生時育児休業開始予定日の前日までに理事長に提出しなければならない。なお、出生時育児休業開始後は、次のいずれかに該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。なお、出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、理事長は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。
- （1）出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき。
 - （2）配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
 - （3）婚姻の解消その他の事情により、配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。
 - （4）出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

（職務復帰）

- 第21条 第19条第1項各号に該当することにより出生時育児休業が終了したとき又は出生時育児休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

第3章 介護休業

（介護休業申出の手続等）

- 第22条 任期制職員等は、介護休業の申出に係る家族が要介護状態にあること及び当該家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、介護休業をしようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）等を記載した介護休業申出書（別紙様式4）により介護休業開始予定日の2週間前までに理事長に申し出ること（以下「介護休業申出」という。）により、介護休業をすることができる。
- 2 任期制職員等が、介護休業開始予定日の2週間前を過ぎて介護休業申出をした場合には、理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日を指定することができる。ただし、その任期の末日を介護休業終了予定日とする介護休業をしている任期制職員等が、当該介護休業に係る家族について、当該任期が更新されることに伴い、当該任期の末日の翌日を介護休業開始予定日とする介護休業をしようとするとき及び介護休業をしている定年制職員又はキャリア形成職員が、当該介護休業に係る家族について、退職後又は任期満了後に任期制職員等に引き続き採用されることに伴い、当該引き続き採用される日を介護休業開始予定日とする介護休業をしようとする場合を除く。
- 3 申出は、一の家族につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として行うことができる。
- 4 理事長は、任期制職員等から介護休業申出書が提出されたときは、速やかに当該申出をした任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
- （1）介護休業申出書を受け付けたこと。
 - （2）介護休業開始予定日（第2項の規定により指定をする場合にあっては、理事長の指定する日）及び介護休業終了予定日
 - （3）介護休業申出書による休業の可否及び当該休業を認めない場合には、その理由

- 5 理事長は、介護休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護休業申出の適用除外)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には介護休業を申し出ることができない。

- (1) 介護休業開始予定日より93日を経過する日から6箇月を経過する日までに雇用関係が終了し、更新されないことが明らかな場合。
- (2) 前号にかかわらず、次に掲げる者は介護休業をすることができないものとして労使協定を締結した場合。

イ 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな任期制職員等

ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等

(介護休業申出の撤回等)

第24条 介護休業申出をした任期制職員等は、当該申出に係る介護休業開始予定日（第22条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては当該理事長の指定した日。次項において同じ。）の前日までは、休業等申出撤回届を理事長に提出することにより、当該介護休業申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出がされた後介護休業開始予定日の前日までに、育児・介護休業法第14条第3項に規定する事由が生じた場合は、当該介護休業申出はされなかったものとみなす。この場合において、当該介護休業申出をした任期制職員等は、当該事由の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
- 3 理事長は、任期制職員等から休業等申出撤回届が提出されたときは、速やかに当該届を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 休業等申出撤回届を受け付けたこと。

(介護休業終了予定日の変更)

第25条 介護休業申出をした任期制職員等は、休業期間変更申出書により理事長に介護休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、介護休業終了予定日を当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。また、希望する変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、介護休業終了予定日を当該介護休業終了予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 理事長は、任期制職員等から休業期間変更申出書が提出されたときは、速やかに当該変更申出を提出した任期制職員等に対し、次の各号に掲げる事項を通知する。
 - (1) 休業期間変更申出書を受け付けたこと。
 - (2) 介護休業開始予定日及び変更後の介護休業終了予定日

(介護休業期間の終了)

第26条 介護休業終了予定日（前条の規定により変更された場合は、変更後の介護休業終了予定日とする。）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業期間は、当該事由の生じた日（第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

- (1) 介護休業申出に係る家族が死亡したとき。
- (2) 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業申出に係る家族と当該介護休業

申出をした任期制職員等との親族関係が消滅したとき。

- (3) 介護休業申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る家族についての介護休業等日数の合計が93日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る家族を介護することができない状態になったとき。

- (4) 介護休業申出をした任期制職員等が、産前・産後休暇、育児休業又は新たな介護休業を始めたとき。

- 2 前項第1号から第3号までの事由が生じたときには、介護休業申出をした任期制職員等は遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(職務復帰)

第27条 前条第1項各号に該当することにより介護休業が終了したとき又は介護休業期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(介護休業中の身分等)

第28条 介護休業をしている任期制職員等は、任期制職員等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(他の休暇との関係)

第29条 理事長は、任期制職員等が介護休業をしている期間において、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇又は代替休暇を請求する場合には、介護休業を取り消さなければならない。

- 2 前項の取消手続は、年次有給休暇若しくは代替休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、介護休業を取り消されたものとして取り扱う。

第4章 勤務時間の短縮、所定外労働の制限、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限

(勤務時間の短縮)

第30条 任期制職員等は、育児又は介護を必要とする場合には、1日の所定の勤務時間を短縮した勤務に就くこと（以下「勤務時間の短縮」という。）ができる。この場合の期間及び時間については、次の各号のとおりとする。

- (1) 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育する期間 1日につき2時間の範囲内（短縮前の所定労働時間が8時間を超える場合は、2時間に当該超える時間を加えた時間の範囲内とする。）
- (2) 要介護状態にある家族を任期制職員等が介護するために要する時間 1日につき2時間の範囲内（短縮前の所定労働時間が8時間を超える場合は、2時間に当該超える時間を加えた時間の範囲内とする。）

- 2 前項第2号に規定する勤務時間の短縮（以下「介護のための勤務時間の短縮」という。）は、要介護状態にある一家族について利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で行うものとする。
- 3 第1項各号の規定により短縮できる勤務時間は、始業の時刻から及び終業の時刻までそれぞれ30分単位とする。ただし、任期制職員就業規則第28条第1項第25号に規定する特別休暇（育児時間）を承認されている者が第1項第1号に規定する勤務時間の短縮（以下「育児のための勤務時間の短縮」という。）を申し出る場合には、1日につき2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 育児のための勤務時間の短縮の承認を受ける場合には、育児のための勤務時間短縮申出書（別紙様式5）に、介護のための勤務時間の短縮の承認を受ける場

合には、介護のための勤務時間短縮申出書（別紙様式6）に必要事項を記入し、原則として勤務時間の短縮を開始しようとする日の1箇月前までに申し出なければならない。

- 5 理事長は、勤務時間の短縮の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 6 育児のための勤務時間の短縮の申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。
- 7 第1項から第4項までの規定にかかわらず、育児・介護休業法第23条第1項に基づき、次に掲げる者は勤務時間の短縮をすることができないものとして労使協定を締結した場合において、次に掲げる者に該当する場合には、勤務時間の短縮を申し出ることができない。
 - (1) 機構に引き続き雇用された期間が1年未満の任期制職員等
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等
- 8 育児のための勤務時間の短縮の終了については、第10条の規定を準用する。ただし、同条第1項第5号は「育児のための勤務時間の短縮をしようとする期間の末日とされた日の前日までに、当該育児のための勤務時間の短縮の申出に係る子が小学校第三学年修了に達したとき。」と、同項第6号は「育児のための勤務時間の短縮の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな勤務時間の短縮を始めたとき。」と読み替えるものとする。
- 9 介護のための勤務時間の短縮の終了については、第26条の規定を準用する。ただし、同条第1項第3号は「介護のための勤務時間の短縮の申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、第30条第2項に定める期間の間、当該介護のための勤務時間の短縮の申出に係る家族を介護することができない状態となったとき。」と、同項第4号は「介護のための勤務時間の短縮の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな勤務時間の短縮を始めたとき。」と読み替えるものとする。
- 10 理事長は、任期制職員等が勤務時間の短縮をしている期間において、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇又は代替休暇を請求する場合には、勤務時間の短縮を取り消さなければならない。この場合における取消手続は、年次有給休暇若しくは代替休暇の申出又は特別休暇若しくは病気休暇の承認をもって、勤務時間の短縮を取り消されたものとして取り扱う。
- 11 前項によらない場合で、任期制職員等が勤務時間の短縮の取消を請求する場合には、事前に上長へ申し出ることとする。
- 12 勤務時間の短縮に係る給与の取扱いは、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員給与規程（平成18年3月31日 18規程第3号）で定める。

（育児・介護のための所定外労働の制限）

- 第31条 理事長は、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育する任期制職員等が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する任期制職員等が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。申出をしようとする任期制職員等は、1回につき、1箇月以上1年以内の期間（以下、この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下、この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1箇月前までに、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するために申し出た場合には、育児のための所

定外労働制限・時間外勤務制限・深夜勤務制限申出書（別紙様式7。以下「育児のための制限申出書」という。）を、要介護状態にある家族を介護するために申し出る場合には、介護のための所定外労働制限・時間外勤務制限・深夜勤務制限申出書（別紙様式8。以下「介護のための制限申出書」という。）を理事長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第16条の8第1項及び第16条の9第1項に基づき、次に掲げる者は所定外労働の制限をすることができないものとして労使協定を締結した場合において、次に掲げる者に該当する場合には、所定外労働の制限を申し出ることができない。
 - (1) 機構に引き続き雇用された期間が1年未満の任期制職員等
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等
- 3 理事長は、所定外労働の制限の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、その事由を確認することができる証明書類の提出を求めることができる。
- 4 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するための所定外労働の制限の終了については、第8条第3項及び第10条の規定を準用する。ただし、第10条第1項第6号は「所定外労働の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。要介護状態にある家族を介護するための所定外勤務の制限の終了については、第24条第2項及び第26条の規定を準用する。ただし、第26条第1項第3号は「時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該時間外勤務の制限の申出に係る家族を介護することができない状態になったとき。」と、同項第4号は「時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。
- 5 所定外労働の制限の申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。

（時間外勤務の制限）

- 第32条 理事長は、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育する任期制職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する任期制職員等が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1箇月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせることはない。申出をしようとする任期制職員等は、1回につき、1箇月以上1年以内の期間（以下、この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下、この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1箇月前までに、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するために申し出る場合には、育児のための制限申出書を、要介護状態にある家族を介護するために申し出る場合には、介護のための制限申出書を理事長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には時間外勤務の制限を申し出ることができない。
 - (1) 機構に引き続き雇用された期間が1年未満の任期制職員等
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等

- 3 理事長は、所定外労働の制限の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、その事由を確認することができる証明書類の提出を求めることができる。
- 4 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するための時間外勤務の制限の終了については、第8条第3項及び第10条の規定を準用する。ただし、第8条第3項第4号並びに第10条第1項第4号及び第5号中「1歳」とあるのは「小学校第三学年修了」と、第10条第1項第6号は「時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。要介護状態にある家族を介護するための時間外勤務の制限の終了については、第24条第2項及び第26条の規定を準用する。ただし、第26条第1項第3号は「時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該時間外勤務の制限の申出に係る家族を介護することができない状態になったとき。」と、同項第4号は「時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。
- 5 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するための時間外勤務の制限の申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。

(深夜勤務の制限)

- 第33条 理事長は、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育する任期制職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する任期制職員等が当該家族を介護するために申し出た場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間（以下、この条において「深夜」という。）の勤務をさせることはない。申出をしようとする任期制職員等は、1回につき、1箇月以上6箇月以内の期間について、制限を開始しようとする日（以下、この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1箇月前までに、小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するために申し出る場合には、育児のための制限申出書を、要介護状態にある家族を介護するために申し出る場合には、介護のための制限申出書を理事長に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には深夜勤務の制限を申し出ることができない。
 - (1) 機構に引き続き雇用された期間が1年未満の任期制職員等
 - (2) 育児・介護休業法第19条第1項第2号に規定する事項に該当する任期制職員等
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の任期制職員等
 - 3 理事長は、深夜勤務の制限の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした任期制職員等に対して、その事由を確認することができる証明書類の提出を求めることができる。
 - 4 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するための深夜勤務の制限の終了については、第8条第3項及び第10条の規定を準用する。ただし、第8条第3項第4号並びに第10条第1項第4号及び第5号中「1歳」とあるのは「小学校第三学年修了」と、第10条第1項第6号は「深夜勤務の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。要介護状態にある家族を介護するための深夜勤務の制限の終了については、第24条第2項及び第26条の規定を準用する。ただ

し、第26条第1項第3号は「深夜勤務の制限の申出をした任期制職員等が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該深夜勤務の制限の申出に係る家族を介護することができない状態になったとき。」と、同項第4号は「深夜勤務の制限の申出をした任期制職員等が産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を始めたとき。」と読み替えるものとする。

- 5 小学校第三学年修了に達するまでの子を養育するための深夜勤務の制限の申出をした任期制職員等は、当該申出の日後に当該申出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に理事長に医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類を提出しなければならない。

(子に障害がある場合又は医療的ケアを必要とする場合の特例)

第34条 任期制職員等の子に障害がある場合又は医療的ケアを必要とする場合において、当該職員が第30条から第33条までの各条いずれか又は複数の措置を希望した場合、理事長は当該子の年齢に関わらず、当該措置を行うことができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月18日 20規程第5号)

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則(平成21年3月23日 21規程第41号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は平成21年3月23日から施行する。

附 則(平成22年3月29日 22規程第9号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日 22規程第39号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成23年5月11日 23規程第65号)

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月26日 24規程第20号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月28日 26規程第9号)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日 27規程第26号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月27日 28規程第145号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年9月26日 29規程第53号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和3年6月1日 2021規程第66号)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年9月29日 2021規程第80号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月22日 2022規程第18号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月26日 2022規程第50号)

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２４日 ２０２５規程第１０号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２６日 ２０２５規程第３４号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。